

試験所・校正機関 認定申請書

_____年____月____日

公益財団法人 日本適合性認定協会
理事長 殿

法人住所 〒 登記された法人住所（登記簿上の主事務所住所）

法人名称 登記された法人名称（登記簿上の名称）

法人代表者役職 上記代表者役職 氏名 氏名及び実印を押印 (印)

個人印ではなく法人印

下記の認定基準に基づき試験所・校正機関認定のための申請をします。

記

1. 申請の種類： 初回
 更新（認定番号： _____）
 認定範囲拡大（認定番号： _____）

該当する項目にチェック
初回以外は認定番号も記載ください。

2. 認定基準： ISO/IEC 17025:2017 (Option A)
 ISO/IEC 17025:2017 (Option B) (ISO 9001 認証取得機関)

該当する項目に
チェック

注) マネジメントシステム要求事項の Option B は、申請認定範囲のすべての事業所が ISO 9001 の認証範囲に含まれる場合にのみ、選択が可能です。

3. 機関名称・所在地： 別紙のとおり

注) 本協会では法人名称及び URL (ドメイン) に、「ISO」及び「IEC」という表記の使用を認めておりません。

4. 申請認定範囲： 別紙のとおり

5. 外部からの試験・校正業務の引受について： 別紙のとおり

以 上

【認定番号】

更新・拡大申請時の場合のみ記載
初回申請時は空欄

認定番号

認定申請書 別紙 1

【外部からの試験・校正業務の引受について】

引受の際に JAB ウェブサイトに掲載したい条件がある場合は（条件： ）欄に記載してください。

（例：〇〇試験は引受不可 / 〇〇試験のみ引受可 / 〇〇試験を除く / グループ内企業に限る）

- 専ら外部からの試験・校正業務を引受
 外部からの試験・校正業務も引受
 外部からの試験・校正業務の引受不可

該当する項目にチェック

（条件：

）

【連絡窓口】 こちらに記載いただいた方に全てのご連絡を差し上げます

氏 名

役 職

所 属

所 在 地 〒

TEL

FAX

e-mail

URL

こちらに記載ください TEL、FAX 番号
URL が JAB Web サイトで公開されます

上記 URL アドレスの JAB ウェブサイトへの掲載：

- ; 希望する ; 希望しない

該当する項目にチェック

【認定申請書別紙2 記入上の注意事項】 ※ 記載例も併せてご確認ください。

- 申請書別紙の認定番号の欄は、初回申請においてはblankのまま提出して下さい。
- 太枠内は記載された通りに認定証に反映されますので、よく内容をご確認の上、記入して下さい。チェックボックスは、該当する項目に☑をご入力下さい。
- 事業所が複数の地番を持って近い範囲に散在する場合には、それらを代表してそのうち一つの事業所名称及び所在地のみを記載することができます。但し、互いに直線距離で10km以上離れた事業所は、必ずそれぞれ別の事業所名称及び所在地として記載して下さい。一つの事業所において、10km未満の距離で地番の異なる事業所がある場合は、その所在地を並記して下さい。
- 試験・校正を実施する事業所は、事業所毎に認定範囲を記載して下さい。事業所が複数ある場合は、コピー&ペーストして追加して下さい。
- 試験・校正を実施する事業所の別紙2は校正機関、試験所毎に異なります。試験所の場合は分野ごとの表を使用して下さい。
- 試験・校正以外の主たる活動を行う事業所については、校正機関、試験所（各試験分野共通）別の2通りとなっております。
- 認定範囲に意見及び解釈を含む場合には、校正手順書または、試験規格毎に「意見及び解釈を含む」旨を明記した上で、JAB事務局までご連絡下さい。
- 更新及び認定範囲拡大の申請の場合は、既認定範囲から見え消しで加筆修正（Ms-Wordの変更履歴機能を使用）して下さい。
- 変更届で認定範囲表記の変更を届け出る場合は、本申請書別紙に既認定範囲から見え消しで加筆修正（Ms-Wordの変更履歴機能を使用）したものを添付して下さい。
- 上記いずれの場合も、申請書別紙は、Ms-Word ファイルをメール添付、又はインターネットストレージ経由でご提出下さい。
- 単位・記号の入力に際しては、国際単位系（SI）に基づき、正しいSI表記となるよう入力して下さい。JAB NL512「単位や学名等、間違いやすい表記についてのお知らせ」もあわせてご参照ください。

【認定番号】
更新・拡大申請時の場合のみ記載
初回申請時は空欄

認定番号

認定申請書 別紙2 (校正機関)

-1/2-

試験所・校正機関の別	校正機関
機関名称	認定証に記載する機関名称
機関所在地	認定証に記載する機関所在地 (いずれかの事業所の所在地を記載)
マネジメントシステム要求事項	<input type="checkbox"/> Option A <input type="checkbox"/> Option B

該当する項目にチェック

※対象事業所が複数ある場合は、コピー&ペーストで欄を増やして記載して下さい。

1) 校正を実施する事業所

事業所名称	<ul style="list-style-type: none"> ・単一事業所の場合は機関名称と同じ名称 ・複数事業所の場合は各事業所の名称 	
同 所在地	〒	
	住所	<ul style="list-style-type: none"> ・単一事業所の場合は機関名称と同じ名称 ・複数事業所の場合は各事業所の名称
恒久的施設で行う校正か、 現地校正かの別	<input type="checkbox"/> 恒久的施設で行う校正 ← 該当する項目にチェック <input type="checkbox"/> 現地校正	

上記所在地から 10 km 未満の距離で地番が異なる事業所の所在地 (該当する場合のみ記載)	認定証に記載しない事業所がある場合、 該当する所在地を全て記載
--	------------------------------------

認定範囲 調整中

分類コード 測定対象量/ 校正品目	校正範囲	拡張不確かさ ¹⁾	校正手順書・備考
1) 包含係数に関する情報		<input type="checkbox"/> 信頼の水準約 95 %, $k = 2$ <input type="checkbox"/> t 分布に基づき求めた有効自由度に応じた包含係数であり、95 % の信頼の水準をもつと推定される区間を与える。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
【注記】			

【認定番号】
更新・拡大申請時の場合のみ記載
初回申請時は空欄

認定番号

認定申請書 別紙2 (校正機関)

-2/2-

試験所・校正機関の別	校正機関
機関名称	認定証に記載する機関名称
機関所在地	認定証に記載する機関所在地 (いずれかの事業所の所在地を記載)
マネジメントシステム要求事項	<input type="checkbox"/> Option A <input type="checkbox"/> Option B

該当する項目にチェック

※対象事業所が複数ある場合は、コピー&ペーストで欄を増やして記載して下さい。

2) 1)以外の事業所で主たる活動を行う事業所

事業所名称	各事業所の名称 (該当がない場合は「該当なし」と記載)	
同 所在地	〒	
	住所	各事業所の所在地
事業所が実施する主たる活動 (該当項目にチェック)	<input type="checkbox"/> 方針の作成 <input type="checkbox"/> プロセス及び/又は手順の開発 <input type="checkbox"/> 契約内容の確認 <input type="checkbox"/> 校正の計画 <input type="checkbox"/> 校正結果のレビュー <input type="checkbox"/> 校正結果の承認及び決定 ←該当する項目にチェック	

【事業所が実施する主たる活動の例】

□試験・校正の実施

該当する場合、サンプリング、試料の一時保管及び搬送、試験片の加工等を含む

□方針の作成

経営方針、事業計画の策定、マネジメントレビュー/内部監査等の計画
品質マニュアルの策定

□プロセス及び/又は手順の開発

試験・校正手順書の作成、試験・校正業務のプロセス/工程の策定

□契約内容の確認

試験・校正依頼の受注決定

□試験・校正の計画

試験・校正業務の工程計画、試験・校正実施納期の管理

□試験・校正結果のレビュー

試験・校正結果の評価/チェック

□試験・校正結果の承認及び決定

試験・校正結果報告書の承認、発行の承認

※ 補足事項

各活動を実施する要員が、機関の組織上所属する事業所と、活動を実施する事業所とが異なる場合、後者の事業所を指します。

【認定番号】
更新・拡大申請時の場合のみ記載
初回申請時は空欄

認定番号

認定申請書 別紙2 (試験所)

-1/15-

試験所・校正機関の別	試験所
機関名称	認定証に記載する機関名称
機関所在地	認定証に記載する機関所在地（いずれかの事業所の所在地を記載）
マネジメントシステム要求事項	<input type="checkbox"/> Option A <input type="checkbox"/> Option B

該当する項目にチェック

※対象事業所が複数ある場合は、事業所毎に1) 以下をコピー&ペーストで欄を増やして記載して下さい。

※新規格と旧規格両方の試験を行う場合、電気分野の試験所にあつては規格番号に発行年を付記する必要はない。その他の分野の試験所にあつては、発行年の付記されない規格番号と、旧規格の発行年を付記した規格番号を両方併記する。

(RL200 5.1.2.1.3 b) 参照)

1) 試験を実施する事業所

事業所名称	<ul style="list-style-type: none"> ・単一事業所の場合は機関名称と同じ名称 ・複数事業所の場合は各事業所の名称 	
同 所在地	〒	
	住所	<ul style="list-style-type: none"> ・単一事業所の場合は機関所在地と同じ住所 ・複数事業所の場合は各事業所の住所
恒久的施設で行う試験か、 現地試験かの別	<input type="checkbox"/> 恒久的施設で行う試験 <input type="checkbox"/> 現地試験	← 該当する項目にチェック

上記所在地から 10 km 未満の距離で地番が異なる事業所の所在地（該当する場合のみ記載）	認定証に記載しない事業所がある場合、 該当する所在地を全て記載
---	------------------------------------

<記載例：電気試験>

認定範囲

分野	M21 電気試験
----	----------

分類コード及び名称	試験規格
M21.4 電磁両立性試験	ANSI C63.4 7 FCC Part 15 Subpart B Section 15.107 Part 18 Section 18.307
M21.4.1 連続性伝導妨害波試験	CISPR 11 (10 項、12 項を除く) EN 55011 (10 項、12 項を除く) AS/NZS CISPR 11 (10 項、12 項を除く)

【認定番号】
更新・拡大申請時の場合のみ記載
初回申請時は空欄

認定番号

認定申請書 別紙2 (試験所)

分類コード及び名称	試験規格
	CISPR 13 (6 項を除く) EN 55013 (6 項を除く) AS/NZS CISPR 13 (6 項を除く) CISPR 14-1 (8 項を除く) EN 55014-1 (8 項を除く) AS/NZS CISPR 14.1 (8 項を除く) CISPR 22 (7 項を除く) EN 55022 (7 項を除く) AS/NZS CISPR 22 (7 項を除く) IEC 61000-6-3 (8 項を除く) EN 61000-6-3 (8 項を除く) IEC 61000-6-4 (8 項を除く) EN 61000-6-4 (8 項を除く) ICES-001 ICES-003 IEC 61131-2 EN 61131-2 IEC 61204-3 EN 61204-3 IEC 61326-1 EN 61326-1 IEC 61326-2-6 EN 61326-2-6 IEC 60601-1-2 EN 60601-1-2 EN 50270 VCCI 技術基準 ※1
M21.4 電磁両立性試験 M21.4.4 電気通信ポートにおける妨害波測定	CISPR 22 (7 項を除く) EN 55022 (7 項を除く) AS/NZS CISPR 22 (7 項を除く) IEC 61000-6-3 (8 項を除く) EN 61000-6-3 (8 項を除く) IEC 61000-6-4 (8 項を除く) EN 61000-6-4 (8 項を除く) ICES-003 IEC 61131-2 EN 61131-2 IEC 61204-3 EN 61204-3 IEC 60601-1-2 EN 60601-1-2 EN 50270 VCCI 技術基準
M21.4 電磁両立性試験 M21.4.5 磁界強度試験 (30 MHz 未満)	FCC/OST MP5 4.6 ANSI C63.4 8 FCC Part 15 Subpart B Section 15.109 Part 18 Section 18.305 CISPR 11 (10 項、12 項及び表13 のバンピーンループ法を除く) EN 55011 (10 項、12 項及び表13 のバンピーンループ法を除く) AS/NZS CISPR 11 (10 項、12 項及び表13 のバンピーンループ法)

【認定番号】
更新・拡大申請時の場合のみ記載
初回申請時は空欄

認定番号

認定申請書 別紙2 (試験所)

-3/15-

分類コード及び名称	試験規格
	を除く) IEC 61204-3 EN 61204-3 IEC 61326-1 EN 61326-1 IEC 61326-2-6 EN 61326-2-6 IEC 60601-1-2 EN 60601-1-2 ICES-001 IEC 61000-6-4 (8 項を除く) EN61000-6-4 (8 項を除く)
【注記】	
※1: 意見及び解釈を含む	

<記載例：機械・物理試験>

認定範囲

分野	M25 機械・物理試験
分類コード	M25.A1.1
分類名称	鉄鋼・非鉄金属

技術分類コード及び名称	試験規格 (項目) 又は 標準作業手順書 (項目)	試験条件等
B13.1 引張・伸び試験	EN 10002-1 EN 10002-1 : 1990	試験力 < 500 kN, 試験片 : 丸棒試験片
B13.4.1 シャルピー衝 撃試験	JIS Z 2242	-150 °C ≤ 試験温度 ≤ 50 °C 吸収エネルギー ≤ 500 J 衝撃刃先端 R : KV2, KU2
	ASTM E23	-150 °C ≤ 試験温度 ≤ 50 °C 吸収エネルギー ≤ 490 J
【注記】		

分野	M25 機械・物理試験
分類コード	M25.A3.1
分類名称	コンクリート

技術分類コード及び名称	試験規格 (項目) 又は 標準作業手順書 (項目)	試験条件等
B13.3.1 曲げ試験	JIS A 1106	
B13.2.1 一軸圧縮試験	JIS A 1107 (4 を除く)	試験荷重 ≤ 3000 kN

【認定番号】
更新・拡大申請時の場合のみ記載
初回申請時は空欄

認定番号

認定申請書 別紙2 (試験所)

-4/15-

<記載例：化学試験>

認定範囲

分野	M26 化学試験
分類コード	M26.A8
分類名称	樹脂・ゴム

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B3.6 質量分析Ⅰ：GC/MS	50 mg/kg ≤ PBBs、PBDEs	・ IEC 62321 Annex A 一部変更（定量下限の拡大）
B3.7 質量分析Ⅱ：ICP-MS	Hg	・ IEC 62321-4
	Cd、Pb、Cr	・ IEC 62321-5
	1 mg/kg ≤ Cd	・ BS EN 1122 一部変更（定量下限の拡大）

注1) 試験対象項目の濃度範囲は、試験規格で規定された範囲内で試験を実施する場合は書く必要はありません。規格で規定された濃度範囲で試験を実施する場合は、その濃度範囲を書いてください。
注2) 規格の内容を一部変更して用いる場合には、「一部変更（変更内容を記載）」と記載してください。

分野	M26 化学試験
分類コード	M26.A1
分類名称	金属

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B2.1 吸光光度分析： 紫外・可視分光分析	Cr ⁺⁶	・ IEC 62321-7 ・ EN 15205
B2.4 発光分光分析： ICP-AES	Cd、Pb	・ IEC 62321-5
B3.7 質量分析Ⅱ：ICP-MS	Cd、Pb	・ IEC 62321-5
【注記】		

■ サンプルングがある場合、意見及び解釈がある場合の例

分野	M26 化学試験
分類コード	M26.A2
分類名称	環境試料：大気

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書

【認定番号】

更新・拡大申請時の場合のみ記載
初回申請時は空欄

認定番号

認定申請書 別紙2 (試験所)

-5/15-

B2.4 発光分光分析： ICP-AES	Cd、Pb	・ IEC 62321-5
B3.6 質量分析 I：GC/MS	ダイオキシン類	・ JIS K 0311 ・ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（環境省 平成 20 年 3 月）※1 試料採取：JIS K 0311 5
【注記】 ※1：意見及び解釈を含む		

■鉄鋼分析の例

分野	M26 化学試験
分類コード	M26.A1
分類名称	金属：鉄鋼

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B2.1 吸光光度分析： 赤外分光分析	$0.001\% \leq C \leq 5.0\%$	・ JIS G 1211-3 (8.5.1 を除く)
	$0.0003\% \leq C \leq 0.010\%$	・ JIS G 1211-4
	$0.0005\% \leq S \leq 0.35\%$	・ JIS G 1215-4 (7.6.1, 7.6.2 を除く)
B2.4 発光分光分析： ICP-AES	$0.001\% \leq Nb \leq 2.5\%$	・ JIS G 1237 4 (3)
	※1	・ JIS G 1253
	※2	・ JIS G 1258-1
B3.1 蛍光 X 線分析：XRF	※3	・ JIS G 1256
【注記】		
※1： $0.020\% \leq C \leq 1.00\%$ 、 $0.01\% \leq Si \leq 2.00\%$ 、 $0.09\% \leq Mn \leq 1.80\%$ 、 $0.002\% \leq P \leq 0.150\%$ 、 $0.002\% \leq S \leq 0.040\%$ 、 $0.005\% \leq Cu \leq 1.00\%$ 、 $0.005\% \leq Cr \leq 3.00\%$ 、 $0.01\% \leq Mo \leq 1.00\%$ 、 $0.005\% \leq Nb \leq 0.055\%$ 、 $0.001\% \leq V \leq 0.150\%$ 、 $0.01\% \leq Ni \leq 4.00\%$ 、 $0.0001\% \leq B \leq 0.0080\%$ 、 $0.002\% \leq Ti \leq 0.25\%$ 、 $0.002\% \leq Al \leq 0.095\%$ 、 $0.002\% \leq Sn \leq 0.045\%$		
※2： $0.01\% \leq Si \leq 0.60\%$ 、 $0.01\% \leq Mn \leq 2.00\%$ 、 $0.003\% \leq P \leq 0.10\%$ 、 $0.01\% \leq Cu \leq 0.50\%$ 、 $0.01\% \leq Cr \leq 3.00\%$ 、 $0.01\% \leq Mo \leq 1.20\%$ 、 $0.002\% \leq V \leq 0.50\%$ 、 $0.01\% \leq Ni \leq 4.00\%$ 、 $0.001\% \leq Ti \leq 0.30\%$ 、 $0.004\% \leq A \leq 0.10\%$ 、 $0.003\% \leq Co \leq 0.20\%$		
※3： $0.08\% \leq Si \leq 1.00\%$ 、 $0.01\% \leq Mn \leq 3.00\%$ 、 $0.002\% \leq P \leq 0.050\%$ 、 $0.03\% \leq Cu \leq 0.45\%$ 、 $0.01\% \leq Cr \leq 23.00\%$ 、 $0.01\% \leq Mo \leq 3.85\%$ 、 $0.001\% \leq Nb \leq 1.50\%$ 、 $0.001\% \leq V \leq 0.35\%$ 、 $0.01\% \leq Ni \leq 15.00\%$ 、 $0.001\% \leq Ti \leq 0.45\%$		

【認定番号】
更新・拡大申請時の場合のみ記載
初回申請時は空欄

認定番号

認定申請書 別紙2 (試験所)

-6/15-

<記載例：食品試験>

認定範囲

分野	M27 食品・医薬品試験
分類コード	M27.A1.1
対象品目	食品

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B1 規格試験	たんぱく質	栄養成分等の分析方法等 (平成27年3月30日消食表139号通知「食品表示基準について」別添) 1 たんぱく質 (1) 窒素定量換算法 1) ケルダール法 SOP : SOP 名(SOP 番号)
B1 規格試験	脂質	栄養成分等の分析方法等 (平成27年3月30日消食表139号通知「食品表示基準について」別添) 2 脂質 (1) エーテル抽出法 SOP : SOP 名(SOP 番号)
B1 規格試験	炭水化物	栄養成分等の分析方法等 (平成27年3月30日消食表139号通知「食品表示基準について」別添) 5 炭水化物 差し引き法 SOP : SOP 名(SOP 番号)
B1 規格試験	灰分	栄養成分等の分析方法等 (平成27年3月30日消食表139号通知「食品表示基準について」別添) 5 炭水化物 ア 灰分 (1) 酢酸マグネシウム添加灰化法 SOP : SOP 名(SOP 番号)
B1 規格試験	水分	栄養成分等の分析方法等 (平成27年3月30日消食表139号通知「食品表示基準について」別添) 5 炭水化物 イ 水分 (1) カールフィッシャー法 SOP : SOP 名(SOP 番号)

【認定番号】

更新・拡大申請時の場合のみ記載
初回申請時は空欄

認定番号

認定申請書 別紙2 (試験所)

-7/15-

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B1 規格試験	熱量	栄養成分等の分析方法等 (平成27年3月30日消食表139号通知「食品表示基準について」別添) 35 熱量 (1) 修正アトウォーター SOP : SOP 名(SOP 番号) ※1
【注記】 ※1: 意見及び解釈を含む		

分野	M27 食品・医薬品試験
分類コード	M27.A1.2
対象品目	食品

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B1 規格試験	ナトリウム(食塩相当量)	栄養成分等の分析方法等 (平成27年3月30日消食表139号通知「食品表示基準について」別添) 16 ナトリウム (1) 原子吸光光度法(灰化法) SOP : SOP 名(SOP 番号)
【注記】		

分野	M27 食品・医薬品試験
分類コード	M27.A1.10.1
対象品目	穀類, 豆類, 種実類

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B1 規格試験	BHC, DDT, ・・・ 試験対象項目を全て書く 定量下限 : ○○mg/kg ≤ 濃度	食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法 (平成17年1月24日厚生労働省通知食安発第0124001号別添) 第2章 一斉試験法 GC/MSによる農薬等の一斉試験法

【認定番号】
更新・拡大申請時の場合のみ記載
初回申請時は空欄

認定番号

認定申請書 別紙2 (試験所)

-8/15-

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
		(農産物) SOP : SOP 名(SOP 番号)
【注記】		

分野	M27 食品・医薬品試験
分類コード	M27.A1.12.1
対象品目	米

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B1 規格試験	〇〇 $\mu\text{g/g} \leq \text{Cd}$ 〇〇 $\mu\text{g/g} \leq \text{Cr}$	米(玄米及び精米)のカドミウム試験法 (平成 22 年 4 月 8 日 厚生労働省通知 食安発 0408 第 2 号 別紙) 1. 誘導結合プラズマ発光分光分析法 一部変更(対象項目を拡大) SOP : SOP 名(SOP 番号)
B12 ICP/MS	〇〇 $\text{ppm} \leq \text{Cd}$	* 規格基準ではない別の試験法を参照している場合、その規格名と試験法が特定できる項を記載する。 SOP : SOP 名(SOP 番号)
【注記】		

分野	M27 食品・医薬品試験
分類コード	M27.A1.14
対象品目	冷凍食品

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B1 規格試験	細菌数(生菌数)	食品衛生法 食品、添加物等の規格基準 (昭和34 年厚生省告示第370 号) 第1 食品 D 各条 〇 冷凍食品 1 冷凍食品の成分規格 (1) SOP : SOP 名(SOP 番号)

【認定番号】
更新・拡大申請時の場合のみ記載
初回申請時は空欄

認定番号

認定申請書 別紙2 (試験所)

-9/15-

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
【注記】		

分野	M27 食品・医薬品試験
分類コード	M27.A1.14
対象品目	食品

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B15.1 培養法	細菌数(生菌数)	ISO 4833 SOP : SOP 名(SOP 番号)
B15.1 培養法	大腸菌群	ISO 4832 SOP : SOP 名(SOP 番号)
B15.1 培養法	黄色ブドウ球菌	ISO 6888-1 SOP : SOP 名(SOP 番号)
【注記】		

分野	M27 食品試験
分類コード	M27.A4
対象品目	水道原水及び水道水

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B1 規格試験	カドミウム, セレン 鉛 ヒ素 六価クロム ホウ素 亜鉛 アルミニウム 鉄 銅 ナトリウム マンガン カルシウム マグネシウム	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法 (厚生労働省告示第261号 別表第6) SOP : SOP 名(SOP 番号)

【認定番号】
更新・拡大申請時の場合のみ記載
初回申請時は空欄

認定番号

認定申請書 別紙2 (試験所)

-10/15-

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
	大腸菌	特定酵素基質培地法 (厚生労働省告示第261号 別表第2) SOP : SOP 名(SOP 番号)
【注記】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定量範囲は規格に記載のとおり。 ・ サンプルングも認定範囲に含む（サンプルングの方法は各規格のとおり）。 		

分野	M27 食品・医薬品試験
分類コード	M27.A20.1
対象品目	原薬

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B22.01 液体クロマトグラフィー		第十七改正日本薬局方 一般試験法 2.01 SOP : SOP 名(SOP 番号)
【注記】		

分野	M27 食品・医薬品試験
分類コード	M27.A20.4
対象品目	医薬品製造用水

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B24.06 無菌試験法		第十七改正日本薬局方 一般試験法 4.06 SOP : SOP 名(SOP 番号)
【注記】		

【認定番号】
更新・拡大申請時の場合のみ記載
初回申請時は空欄

認定番号

認定申請書 別紙2 (試験所)

-11/15-

<記載例：建築建材試験>

認定範囲

分野	M28 建築建材試験
分類コード	M28.A1
分類名称	建具

技術分類コード 及びクラス	試験規格／標準作業手順書
B10 気密・水密性試験	C2001 気密性試験、JIS A 1516 ※1 C2002 水密性試験、JIS A 1517 ※1
【注記】 ※1：意見及び解釈を含む	

<記載例：消防法関連試験>

認定範囲

分野	M29 消防法関連試験
----	-------------

対象品目分類コード 及びクラス	試験規格及び詳細
M29.1 消火器	消火器の技術上の規格を定める省令（自治省令第27号）第3条、 第4条 消火器の検定細則 第1章第1（日本消防検定協会）
M29.2 閉鎖型スプリンクラー ヘッド	閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（自治 省令第2号）第12条 閉鎖型スプリンクラーヘッドの検定細則 第1章 第6 （日本消防検定協会） ※1
【注記】 ※1：意見及び解釈を含む	

<記載例：船舶試験>

認定範囲

分野	M30 船舶試験
----	----------

分類コード及びクラス	試験規格及び詳細
M30.1.1 Part 1 不燃性試験	Fire Test Procedures Code（火災試験方法コード） Part 1 Non-combustibility test（不燃性試験）
M30.1.2 Part 2 煙・毒性試験	Fire Test Procedures Code（火災試験方法コード） Part 2 Smoke and Toxicity test（煙・毒性試験） ※1
【注記】 ※1：意見及び解釈を含む	

【認定番号】
更新・拡大申請時の場合のみ記載
初回申請時は空欄

認定番号

認定申請書 別紙2 (試験所)

-12/15-

<記載例：産業安全機械器具試験>

認定範囲

分野	M31 産業安全機械器具試験
----	----------------

分類コード及びクラス	試験規格及び詳細
M31.1.1 防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0 26.4.2, 26.5.1 IEC 60079-1 15.2, 15.3 IEC 60079-11 10.1, 10.3
M31.2.1 安全靴	JIS T 8101 9.1, 9.2, 9.6 (意見及び解釈を含む)
【注記】	

<記載例：生物科学試験>

認定範囲

分野	M32 生物科学試験
分類コード	M32.A1.1
分類名称	ヒト：血液

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B2.1 物理化学及び生化学的技術：クロマトグラフィー（GC/MS）	ダイオキシン類	血中のダイオキシン類測定暫定マニュアル（厚生省 平成12年12月）※1
B2.7 発光光度分析：ICP-MS	Cd \geq 0.1 ng/g Pb \geq 1.5 ng/g Hg \geq 0.2 ng/g Se \geq 20 ng/g Mn \geq 2 ng/g	環境省事業「子供の健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」血液試料中カドミウム、鉛、水銀、セレン、マンガン標準分析法（独立行政法人国立環境研究所エコチル調査コアセンター 第二版 修正2014年8月4日）
【注記】		※1：意見及び解釈を含む

【認定番号】
更新・拡大申請時の場合のみ記載
初回申請時は空欄

認定番号	
------	--

認定申請書 別紙2 (試験所)

-13/15-

<記載例：放射線モニタリング>

認定範囲

分野	M33 放射線モニタリング
分類コード及び分類名称 クラス(1)	M33.1 個人線量測定
分類コード及び分類名称 クラス(2)	M33.1.1 体幹部用線量計

線量計型式	分類コード及び 名称 クラス(3)	分類コード及び名 称 クラス(4)	エネルギー範囲	線量範囲
Type A-1	M33.1.1.1 X・γ線	M33.1.1.1.1 $H_p(10)$	16 keV ~ 6.4 MeV	0.1 mSv ~ ● mSv
		M33.1.1.1.2 $H_p(0.07)$	16 keV ~ 6.4 MeV	0.1 mSv ~ ● mSv
Type A-2	M33.1.1.1 X・γ線	M33.1.1.1.1 $H_p(10)$	16 keV ~ 6.4 MeV	0.1 mSv ~ ● mSv
		M33.1.1.1.2 $H_p(0.07)$	16 keV ~ 6.4 MeV	0.1 mSv ~ ● mSv
	M33.1.1.2 β線	M33.1.2.1.1 $H_p(0.07)$	200 keV ~ 3 MeV	0.1 mSv ~ ● mSv
	M33.1.1.3 中性子	M33.1.1.3.1 $H_p(10)$	0.025 keV ~ 0.5 eV	0.1 mSv ~ ● mSv
Type A-3	M33.1.1.1 X・γ線	M33.1.1.1.1 $H_p(10)$	16 keV ~ 6.4 MeV	0.1 mSv ~ ● mSv
		M33.1.1.1.2 $H_p(0.07)$	16 keV ~ 6.4 MeV	0.1 mSv ~ ● mSv
	M33.1.1.3 中性子	M33.1.1.3.1 $H_p(10)$	0.025 keV ~ 0.5 eV	0.1 mSv ~ ● mSv
【注記】				

分野	M33 放射線モニタリング
分類コード及び分類名称 クラス(1)	M33.1 個人線量測定
分類コード及び分類名称 クラス(2)	M33.1.2 末端部用線量計

線量計型式	分類コード及び 名称 クラス(3)	分類コード及び名 称 クラス(4)	エネルギー範囲	線量範囲
Type A-4	M33.1.2.1 X・γ線	M33.1.2.1.1 $H_p(0.07)$	○ MeV ~ ● MeV	○ Sv ~ ● Sv
Type A-5	M33.1.1.2 β線	M33.1.2.1.1 $H_p(0.07)$	200 keV ~ 3 MeV	0.1 mSv ~ ● mSv
【注記】				

【認定番号】
更新・拡大申請時の場合のみ記載
初回申請時は空欄

認定番号

認定申請書 別紙2 (試験所)

-14/15-

分野	M33 放射線モニタリング
分類コード及び分類名称 クラス(1)	M33.2 個人線量算定

分類コード及び名称 クラス(2)	分類コード及び名称 クラス(3)	線種	備考
M33.2.1 均等被ばく	M33.2.1.1 実効線量	X・ γ 線、中性子	
	M33.2.1.2 等価線量(皮膚)	X・ γ 線、 β 線、中性子	
	M33.2.1.3 等価線量(水晶体)	X・ γ 線、 β 線、中性子	
	M33.2.1.4 等価線量(女性腹部)	X・ γ 線、中性子	
M33.2.3 均等被ばく＋末端 部被ばく	M33.2.3.1 実効線量	X・ γ 線、中性子	
	M33.2.3.2 等価線量(皮膚)	X・ γ 線、 β 線、中性子	
	M33.2.3.3 等価線量(水晶体)	X・ γ 線、 β 線、中性子	
	M33.2.3.4 等価線量(女性腹部)	X・ γ 線、中性子	
【注記】			

【認定番号】
更新・拡大申請時の場合のみ記載
初回申請時は空欄

認定番号

認定申請書 別紙2 (試験所)

-15/15-

試験所・校正機関の別	試験所
機関名称	認定証に記載する機関名称
機関所在地	認定証に記載する機関所在地（いずれかの事業所の所在地を記載）
マネジメントシステム要求事項	<input type="checkbox"/> Option A <input type="checkbox"/> Option B

該当する項目にチェック

※対象事業所が複数ある場合は、コピー&ペーストで欄を増やして記載して下さい。

2) 1)以外の事業所で主たる活動を行う事業所

事業所名称	各事業所の名称（該当がない場合は「該当なし」と記載）	
同 所在地	〒	
	住所	事業所所在地
事業所が実施する主たる活動 （該当項目にチェック）	<input type="checkbox"/> 方針の作成 <input type="checkbox"/> プロセス及び/又は手順の開発 <input type="checkbox"/> 契約内容の確認 <input type="checkbox"/> 試験の計画 <input type="checkbox"/> 試験結果のレビュー <input type="checkbox"/> 試験結果の承認及び決定 ←該当する項目にチェック	

【事業所が実施する主たる活動の例】

□試験・校正の実施

該当する場合、サンプリング、試料の一時保管及び搬送、試験片の加工等を含む

□方針の作成

経営方針、事業計画の策定、マネジメントレビュー／内部監査等の計画
品質マニュアルの策定

□プロセス及び/又は手順の開発

試験・校正手順書の作成、試験・校正業務のプロセス／工程の策定

□契約内容の確認

試験・校正依頼の受注決定

□試験・校正の計画

試験・校正業務の工程計画、試験・校正実施納期の管理

□試験・校正結果のレビュー

試験・校正結果の評価／チェック

□試験・校正結果の承認及び決定

試験・校正結果報告書の承認、発行の承認

※ 補足事項

各活動を実施する要員が、機関の組織上所属する事業所と、活動を実施する事業所とが異なる場合、後者の事業所を指します。